



行き止まり道路では、震災などの災害時に、普段使用している道路が塞がれて、避難することができなくなることも予想されます。

板橋区では、区民の皆さんの災害時における安全の確保に備え、行き止まり道路から他の道路等への避難経路を確保するために、「行き止まり道路の緊急避難路整備事業」を実施しています。この事業は、関係する皆さんの協力を得て、庭先や建物と建物の中に、緊急時に利用できる避難路の整備を推進するものです。

行き止まり道路の 緊急避難路整備事業

板橋区

まちづくり推進室

緊急避難路とは

行き止まり道路には、避難できる方向が道路入口への1方向しかありません。万一、震災などの災害時に行き止まり道路が建物の倒壊や火災などで塞がれたとき、避難することが難しくなり、生命に係わる問題となります。

緊急避難路は、このような行き止まり道路において、2方向目の避難ができるように設ける経路です。庭先や建物のと建物の間などを利用し、緊急時に通り抜けられるように確保します。なお、災害などの緊急時のみに利用し、日常時はお住まいの方が従来どおり使用できます。

整備する内容は

整備内容は、地形などの場所の条件によって異なるため、関係権利者と協議を行った上で決めます。具体的には避難路を示すもの（消火器ボックス等）を設置したり、塀やフェンスに避難用の扉等を設置することがあげられますが、できるだけ無理のない整備を基本とします。これらの整備にかかる費用は、原則として区が負担します。

維持・管理は

緊急避難路の維持・管理は、関係権利者と板橋区との間で協定を結んだ後に実施します。協定では、行き止まり道路の沿道にお住まいの皆さんが災害時に緊急避難路を利用できることや、緊急避難路の日常の維持・管理に係わる取り決めを行います。また、保守等の費用は、原則として区が負担します。



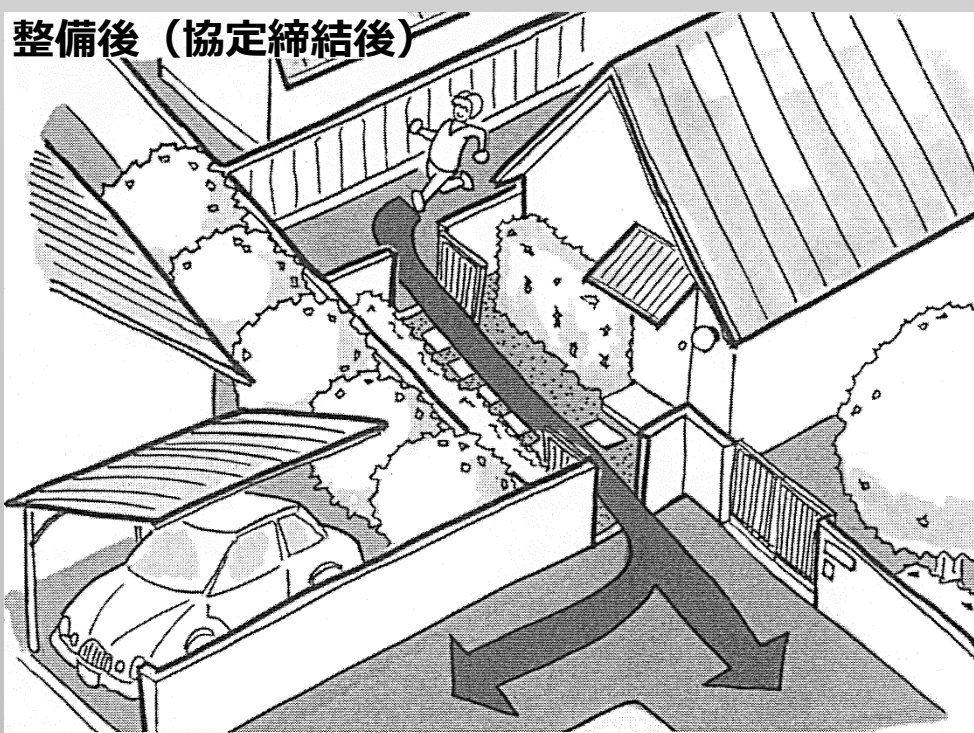
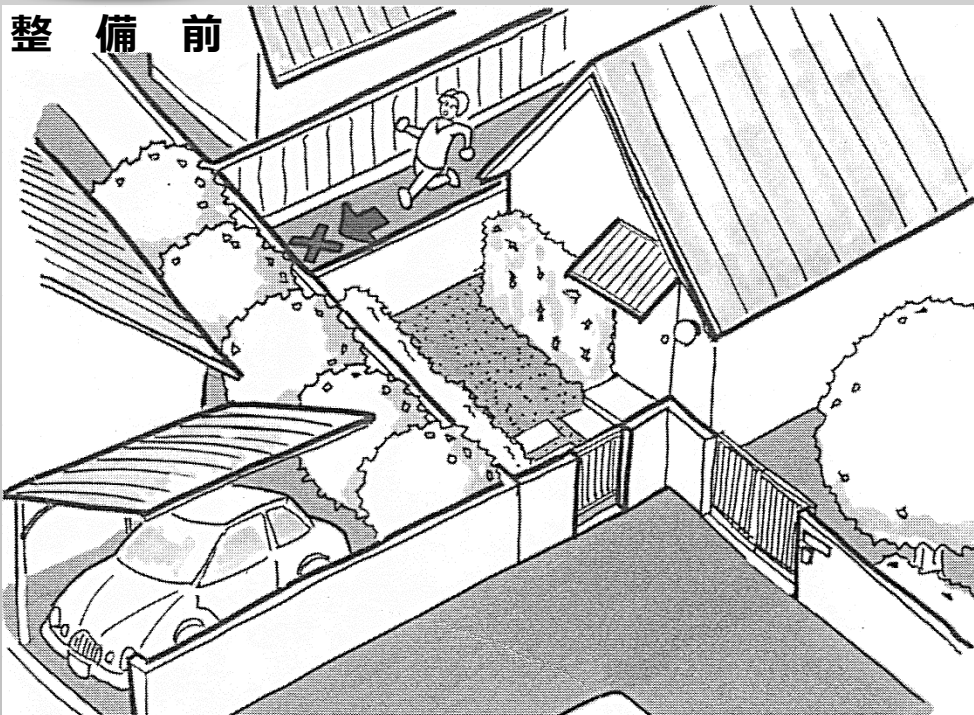
板橋区は、緊急避難路の必要性が高く、整備が可能な場所を探します

権利者との間で協定を結びます

関係する地権者の方へ協力をお願いします

表示板の設置や、緊急避難路として利用できるように整備を行います

緊急避難路の
イメージ



緊急避難路の例



フェンスの一部に避難扉を設置。鍵部分にはサムターンカバーがついているため、緊急時以外に開けられる心配がないようになっています。



ブロック塀の一部に隔て板を設置。緊急時には蹴破って通行します。スペースに余裕がなく門扉の設置が難しい場合でも設置が可能です。



高低差のある場合でも、ステップやタラップを設置することにより、避難路を確保することができます。その場所の条件や環境に応じて、様々な方法で、緊急避難路の整備を行っています。

問合せ

板橋区役所 まちづくり推進室 まちづくり調整課
調整・不燃化まちづくり係 電話 03-3579-2572 (直通)